第１章　国　債

1 債務管理政策の枠組み

国債には様々な種類があり、各々の発行根拠法に基づいて発行されています。また、各々の発行根拠法別に償還方法や償還財源が定められています。

発行根拠法別に分類した場合、国債は普通国債と財政投融資特別会計国債（財投債）に大別されます。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源等により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資資金の貸付回収金によって賄われます。

なお、現在、その発行は一体で行われていることから、金融商品としては金利・満期など全く同じもので、市場でも区別なく取引されています（☞）。

☞ただし、GX経済移行債及びその借換債のうち、資金使途等を定めたフレームワークに基づいて発行されるものについては、通常の利付国債とは異なる個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」として発行されています。

（図２－１）国債の発行根拠法別分類

国　債	普通国債	建設国債
		特例国債
		復興債
		脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）
		子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）
		先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）
		借換債
	財政投融資特別会計国債（財投債）	

参照：第Ⅱ編第1章2（1）（参考2）「クライメート・トランジション利付国債」（P51）

これらの様々な種類の国債の償還は、全て国債整理基金を通じて行われます。

我が国では、国債の償還を確実に行うため、一定のルールの下、各会計から国債整理基金特別会計に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。

また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や国債整理基金特別会計に所属する政府保有株式の売却収入なども、償還財源として受け入れられます。

（図２－２）減債制度の仕組み

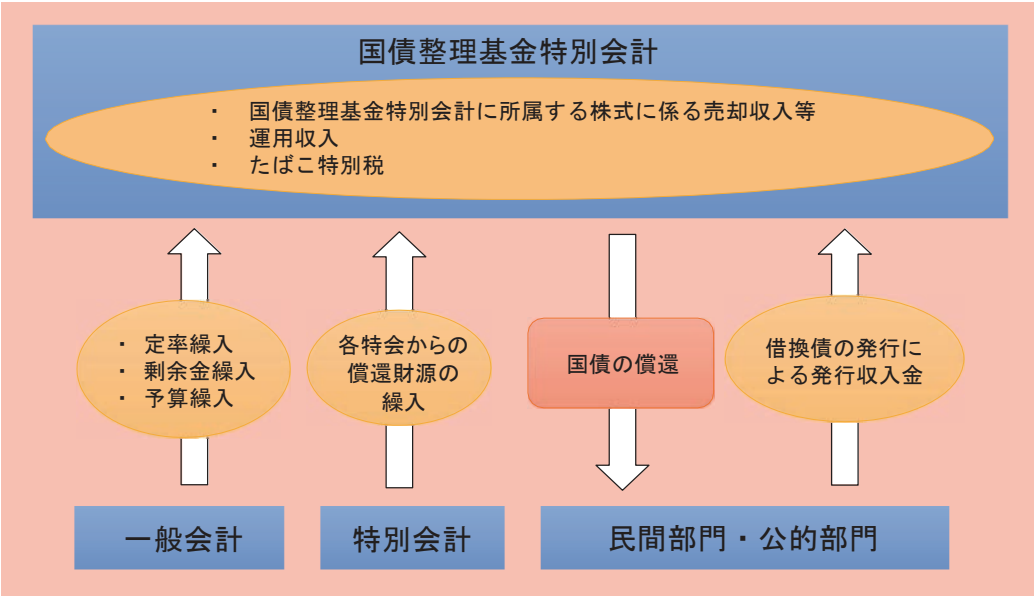

（注）国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式に係る売却収入等は、復興債の償還財源に充てられます。

すなわち、国債の償還財源は全て国債整理基金に受け入れられ、積み立てられ、支出される仕組み（減債制度）になっているということです。

ここでは、このような債務管理政策の枠組みについて説明します。

（1）国債の法的根拠別分類

ここでは、それぞれの国債における発行根拠法、償還方法、及び現金償還に充てられる財源（償還財源）について説明します。

A　普通国債

普通国債には、建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）、子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）、先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）及び借換債があり、これらのうち建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入金は一般会計の歳入の一部となります。

他方、復興債は東日本大震災復興特別会計において、GX経済移行債及び半導体・AI債はエネルギー対策特別会計において、子ども特例債は子ども・子育て支援特別会計において、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金はそれぞれの特別会計の歳入の一部となります（☞）。

☞ただし、平成23年度において復興債は一般会計において、令和６年度において子ども特例債は年金特別会計において発行されました。

a　建設国債・特例国債

①　発行根拠法

・建設国債

「財政法」第４条第１項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債の発行又は借入金により調達することを認めています。この「財政法」第４条第１項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています（☞）。

☞この限度額の議決を経ようとする際の参考として、年度別の償還予定額を示し、償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出しています。

・特例国債

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳出に充てる財源を調達することを目的として、特別の法律（☞①）によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できることとされ、一般会計予算総則にその発行限度額が規定されています（☞②）。特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります（☞③）。

☞①特例国債については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」に基づき、令和３年度から令和７年度までの５年間について発行が可能となっています。

☞②参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞③このような考え方から、特例国債は翌年度の６月末まで発行できることとされています（出納整理期間発行）。

②　償還方法

建設国債及び特例国債の償還については、その借換債を含め、全体として60年で償還し終えるという、いわゆる「60年償還ルール」の考え方が採られています（☞①）。これは、各々の国債が償還を迎えた際の償還財源に、一般会計からの定率繰入等による現金と借換債の発行収入金を一定の基準に基づいて充てる仕組みで運用されています。なお、特例国債の償還については、その発行根拠法において、「速やかな減債に努めるものとする」とされています。

下記の図は、「60年償還ルール」のイメージを説明したものです。

例えば、ある年度に600億円の国債を全て10年固定利付国債で発行したとすれば、10年（＝60年の１／６）後の満期到来時には、100億円（＝600億円の１／６）を現金償還（☞②）し、残りの500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付国債で発行したとすれば、さらにその10年後には再び当初発行額600億円の１／６である100億円を現金償還し、残りの400億円は再び借換債を発行します。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債は全て現金償還されることになります。

なお、下記の図のように、毎年度の定率繰入額は前年度期首の国債発行残高から算出されるため、国債発行残高の減少に伴って減少し、定率繰入だけでは現金償還額が手当てできません。このため、剰余金繰入や予算繰入、株式の売却収入等の財源を補完的に組み合わせて現金償還することになります。

☞①戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。

また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率がほぼ60分の１に相当する100分の1.6とされています。

☞②この場合の現金償還とは、公債の償還に当たってその財源調達を借換債発行という手段によらないことをいいます。なお、国債の個々の保有者に対しては、満期時には、必ず現金で償還されます。

（図２－３）借換債による公債償還の仕組み「60年償還ルール」

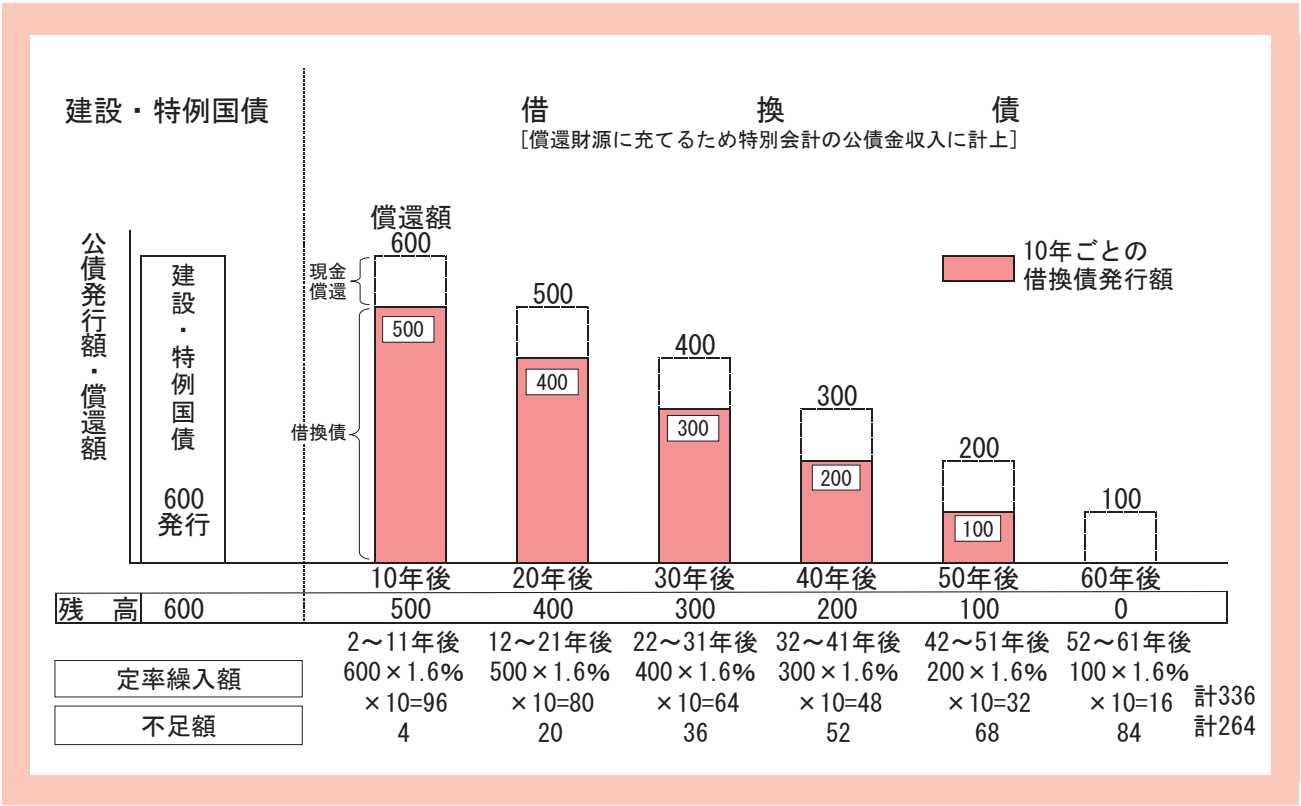

③　償還財源

ア　一般会計からの繰入れ

一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れられる償還財源には、次の３つがあります。

ⅰ　定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、「特別会計に関する法律」第42条第１項に基づく繰入れです。具体的には、60年償還ルールに基づき、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額が、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象は、一般会計の負担に属する公債（建設国債及び特例国債（年金特例国債を除く））及び借入金（一時借入金等を除く）、並びにこれらの借換債に限ります（☞）。

☞割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（「特別会計に関する法律」第42条第３項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることとしています（発行差減額繰入、「特別会計に関する法律」第42条第４項）。

ⅱ　剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の２分の１以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合は、「財政法」第６条第１項により、その２分の１を下らない金額を発生した年度の翌々年度までに国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています（☞）。

☞復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間は、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

ⅲ　予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

上記のほか、国債の償還に支障のないよう、「特別会計に関する法律」第42条第５項により、必要に応じて予算で定める金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

イ　その他

ⅰ　国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に所属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債の償還財源に充ててきました。これまで、昭和60年度に日本電信電話株式会社（NTT）の株式・日本たばこ産業株式会社（JT）の株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（☞）が、平成19年度に日本郵政株式会社の株式が、それぞれ国債の償還財源に充てるために国債整理基金特別会計において保有されることになりました。なお、NTT株式は平成17年９月に、JT株式（当初保有分）は平成16年６月に全て売却を完了しています。また、現在国債整理基金特別会計に所属している株式（復興財源確保法により新たに所属することとなった株式を含む）の売却収入については、復興債の償還財源に充てることとされています。

☞帝都高速度交通営団（以下「営団」といいます。）が平成16年４月に民営化し東京地下鉄株式会社となり、営団への出資持分に応じた数量の株式が政府に無償譲渡されたことから、現在は出資持分ではなく株式となっています。

ⅱ　運用収入

国債整理基金は国債の保有又は財政融資資金への預託によって運用することができることとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

b　復興債

①　発行根拠法

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に基づき、平成23年度から令和７年度まで発行されることとされています。復興のための施策に必要な財源については、復興特別税の収入等を活用して確保されることとされていますが、復興債はこれらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行されるものです。この復興債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成24年度以降、特別会計予算総則に規定されています。

②　償還方法

復興債については、その借換債を含め、全体として令和19年度までに償還することとされています。したがって、復興債の償還には60年償還ルールが適用されません。その理由は、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興のための財源については、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」こととされており、特定の償還財源が確保されているためです。

具体的には、各年度に償還を迎える復興債（借換債の復興債分を含みます。）のうち、復興特別税収等を財源に、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額や、国債整理基金特別会計に所属する株式の売却収入等に相当する額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。毎年度、現金償還と借換えを繰り返しながら、令和19年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③　償還財源

復興債の償還財源については、復興財源確保法において、以下のとおりとされています。

ア　復興特別税収

東日本大震災からの復旧・復興のための財源に係る税制措置として、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税である復興特別税（復興特別所得税及び復興特別法人税）が創設されました。

具体的には、復興特別所得税は、平成25年１月から令和19年12月までの時限的な措置であり、所得税額に対する2.1％の付加税が創設されています。一方、復興特別法人税は、平成24年度から平成26年度までの時限措置として、法人税額に対する10％の付加税として創設されましたが、平成26年度税制改正により、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、１年間前倒しして終了しました。

イ　税外収入に係る措置

i　財政投融資特別会計の積立金等の活用

財政投融資特別会計財政融資資金勘定の積立金については、平成24年度から平成27年度まで、また、同会計投資勘定の資産からの収入については、平成28年度から令和４年度まで、各年度の予算をもって定める額を復興債の償還財源に充てることができるとされていました。

ⅱ　政府保有株式の売却収入

国債整理基金特別会計に所属するJT株式(政府保有義務分を除く(☞①))、東京地下鉄株式会社の株式（☞②）及び日本郵政株式会社の株式（政府保有義務分を除く（☞③））については、令和９年度までに生じたその売却収入を復興債の償還財源に充てることとされています。

ウ　決算剰余金の活用

復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

c　脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）

①　発行根拠法

脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）は、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（☞）の実現に向けた先行投資を支援するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）に基づき、令和５年度から令和14年度まで、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けに、つなぎとして10年間で20兆円規模の発行が見込まれています。

このGX経済移行債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。

②　償還方法

GX経済移行債については、カーボンニュートラルの達成目標が2050年であることに鑑み、その借換債を含め、全体として令和32年度（2050年度）までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎えるGX経済移行債（借換債のGX経済移行債分を含みます。）のうち、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金を財源に、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和32年度までに全体として償還を終える設計となっています。

③　償還財源

GX経済移行債の償還財源については、GX推進法において、以下のとおりとされています。

ア　化石燃料賦課金

GXに先行して取り組むインセンティブを事業者に付与する仕組みの一つとして、カーボンプライシングの一種である化石燃料賦課金を徴収することとされています。

具体的には、令和10年度から、化石燃料の輸入事業者等に対して、当該事業者等が輸入等する化石燃料に由来する二酸化炭素の量に応じて、化石燃料賦課金が課される予定であり、この収入金をGX経済移行債の償還財源に

☞①復興財源確保法により、JT株式の政府保有義務が発行済み株式総数の２分の１以上から３分の１超へ引き下げられたことから、政府は、平成25年２～３月にかけて売却可能部分（６分の１）を売却しました（ネット売却収入は約9,734億円）。

☞②令和６年10月に約1.6億株を売却（ネット売却収入は約1,829億円）しました。なお、政府は、発行済み株式総数の26.7％を保有しています（令和７年３月末時点）。

☞③平成27年11月及び同年12月に合計約8.8億株を売却（ネット売却収入は約14,110億円）、平成29年９月に約10.6億株を売却（ネット売却収入は約13,985億円）、令和３年６月及び10月に約13.0億株を売却（ネット売却収入は約10,867億円）、令和５年８月に約1.0億株を売却（ネット売却収入は約1,057億円）しました。政府は、発行済み株式総数の36.0％を保有しています（令和７年３月末時点）。なお、政府は、発行済み株式総数の３分の１超を保有していなければならないとされています。

☞GX推進法に基づき策定されるGXを総合的かつ計画的に推進するための戦略です。

充てることとされています。

イ　特定事業者負担金

化石燃料賦課金と同様にカーボンプライシングの一種である特定事業者負担金についても、徴収することとされています。

具体的には、令和15年度から、発電事業者に対して、有償又は無償で二酸化炭素の排出枠（量）が割り当てられ、その量に応じた特定事業者負担金が課される予定であり、この収入金をGX経済移行債の償還財源に充てることとされています。

d　子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）

①　発行根拠法

子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）は、こども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでの間に財源不足が生じないよう、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和６年度から令和10年度までの間、必要に応じ、つなぎとして発行されることとされています。

この子ども特例債も、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されています。

②　償還方法

子ども特例債については、その借換債を含め、全体として令和33年度までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎える子ども特例債（借換債の子ども特例債分を含みます。）のうち、子ども・子育て支援納付金を財源に、子ども・子育て支援特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和33年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③　償還財源

子ども特例債の償還財源については、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援納付金制度による収入金を充てることとされています。子ども・子育て支援納付金制度は、「こども・子育て支援加速化プラン」で示されたこども・子育て政策の抜本的な強化に係る施策の財源を確保するために令和８年度より導入される予定です。

e　先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）

①　発行根拠法

先端半導体・人工知能関連技術債（半導体・AI債）は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき、令和７年度から令和12年度までの各年度に限り、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源を確保するために、必要に応じ、つなぎとして発行されることとされています。

この半導体・AI債も、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、特別会計予算総則に規定されます。

②　償還方法

半導体・AI債については、その借換債を含め、全体として令和32年度までに償還することとされています。

具体的には、各年度に償還を迎える半導体・AI債（借換債の半導体・AI債分を含みます。）のうち、財政投融資特別会計投資勘定からの繰入金を財源に、エネルギー対策特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行し

ます。現金償還と借換えを繰り返しながら、令和32年度までに全体として償還を終了させることとされています。

③　償還財源

半導体・AI債の償還財源については、「情報処理の促進に関する法律」において、財政投融資特別会計投資勘定からエネルギー対策特別会計への繰入金を充てることとされています。

f　借換債

①　発行根拠法

普通国債については、償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために借換債が発行されます。このうち、建設国債と特例国債については、基本的に60年償還ルールに基づいて、借換債の発行額が決定されます。また、復興債は復興財源とされている復興特別税の税収や株式の売却収入の金額に応じて、GX経済移行債は化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入の金額に応じて、子ども特例債は子ども・子育て支援納付金の収入の金額に応じて、半導体・AI債は財政投融資特別会計投資勘定からの繰入金に応じて、それぞれ借換債の発行が行われます（☞）。

これらの借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は同特別会計の歳入の一部となります。

借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新たに財源を確保するために発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

参照：第１章１（１）（図２－２）「減債制度の仕組み」（P38）

☞平成24年度及び平成25年度に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に基づき、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が入るまでのつなぎとして発行された年金特例国債は、平成26年度以降に消費税増税により得られる税収の金額に応じて、借換債の発行を行っています。

（参考）　前倒債（借換債の前倒し発行）について

国債の大量償還が続くことが見込まれる中、満期償還が集中した場合の影響の緩和や、各年度の国債市中発行額の大幅な変動の抑制、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行（前倒債）が認められています。

この前倒債は、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定に基づき、国会の議決を経た限度額の範囲内で発行することが認められ、その発行限度額は毎年度の特別会計予算総則に規定されています。

なお、国債管理政策上、「前年度に発行した当年度向けの前倒債発行」と「当年度に発行する翌年度向け前倒債発行」の差額分等を当年度の財源として利用できる仕組みになっており、これを、国債発行計画の消化方式別発行額において「年度間調整分」（☞）として計上しています。

☞前倒債発行の差額のほか、当年度と前年度の「出納整理期間発行」（翌年度の４～６月に特例国債等の一部を発行する仕組み）の差額も含みます。

g　その他の国債

①　償還方法

これらと異なる償還方法の普通国債としては、昭和59年度までに発行された特例国債、平成２年度に発行された湾岸特例国債、平成６年度から平成８年度までに発行された減税特例国債並びに平成24年度及び平成25年度に発行された年金特例国債があります。昭和59年度までに発行された特例国債については、当初特例国債の借換えが禁じられていたために60年償還ルールが適

用されていませんでした。

したがって、昭和59年度までに償還を迎えた分については60年償還ルールが適用されなかったものの（☞①）、昭和60年度以降に償還を迎えた分については、60年償還ルールが適用されることとなりました。また、湾岸特例国債は平成６年度までの４年間で償還することとされ、実際に平成６年度までに全額償還されています。

減税特例国債のうち、20年間で償還することとされている分（☞②）については、平成29年度までに全額償還されています。年金特例国債は、その借換債も含め、全体として令和15年度までに償還することとされています。

☞①昭和59年度に償還を迎えた分については、60年償還ルールに基づき借換えを行うことが可能でしたが、全額現金償還され、60年償還ルールは適用されませんでした。

☞②平成６年度から平成８年度にかけて実施した所得税の特別減税等（法人特別税及び自動車消費税の廃止を除く。）に伴い発行された減税特例国債については、平成10年度から平成29年度の20年間で償還されています。

②　償還財源

ア　たばこ特別税収

たばこ特別税は、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務を一般会計に承継させることに伴い、一般会計の負担増に対応するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」に基づき創設されました。その税収は直接国債整理基金特別会計に組み入れられ、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の元利払いに充てられています。

イ　その他（年金特例国債）

普通国債のうち、年金特例国債の償還については、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を充てることとされています。

B　財政投融資特別会計国債（財投債）

参照：財務省「財政投融資リポート」

平成13年度の財政投融資制度の改革以降、郵便貯金・年金積立金の財政融資資金への全額預託義務が廃止され、新たに財政投融資特別会計国債（財投債）を市場で発行し、財政融資資金の原資を必要額だけ調達しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、普通国債と一体として発行されており、金融商品としては同じものです。また、他の国債と同様に国会の議決を経た範囲で発行できることとされ、特別会計予算総則にその発行限度額が規定されています（「特別会計に関する法律」第62条第２項）（☞①）。なお、財投債の発行収入金は財政投融資特別会計の歳入の一部となります。

ただし、財投債は、その償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債等とは異なるため、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されています（☞②）。

財投債の償還については、毎年度の償還に必要な金額を財政投融資特別会計から

☞①参考として、国会での審議の際には建設国債や特例国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞②財投債は、国連が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。

（図２－４）財政投融資改革以降の財政投融資の流れ（イメージ）

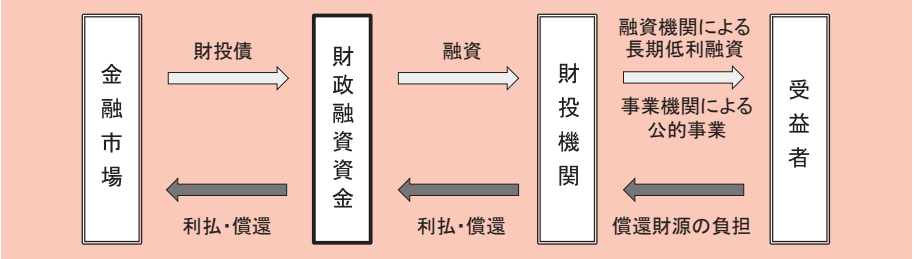

国債整理基金特別会計に繰り入れ、償還を行っています。

（2）国債整理基金特別会計の役割

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された国債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であり、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として国債の償還及び利子等の支払いを行っている特別会計です。

参照：第１章１（１）（図２－２）「減債制度の仕組み」（P38）

また、国債整理基金特別会計に、定率繰入等の形で各会計から繰り入れられた資金の一部は、普通国債等の償還財源である国債整理基金として積み立てられており、国債整理基金は「減債基金」の役割を担っています。

a　本来的役割

国債の大宗を占める建設国債及び特例国債、並びにこれらの借換債を60年償還ルールに従って償還するため、償還財源を一時的に積み立て、確実な償還を行うという役割を担っています。また、確実な償還を担保することにより、国債に対する市場の信認を堅持する役割も担っています。

b　副次的役割

国債整理基金は次のような副次的な役割も担っています。

①　国庫の資金繰りへの寄与

国債整理基金で政府短期証券を引き受けることで、国庫の円滑な資金繰りに役立てられています。

②　一般会計の決算上の不足への補填

国債整理基金を決算調整資金に繰り入れることで、一般会計の不足分を補填するために活用されます。なお、決算調整資金に繰り入れられた金額については、繰り入れた日の属する年度の翌年度までに一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り戻されるため、国債の償還財源が不足するという事態は生じません。

c　基金残高の水準（☞）

国債整理基金とは、国債整理基金特別会計において、各年度、一般会計からの定率繰入等の繰入れと償還との時期の一時的なズレから、制度的に積み立てられているものです。

平成25年度国債発行計画の策定過程において、オペレーショナル・リスクについては、日本銀行からの一時借入による対応を行うことが可能となったことから、基金残高を当該一時借入の対象外である国債入札の偶発的な未達に備えるために必要な水準として、利付国債の１回当たりの最大入札額等を勘案した３兆円程度まで圧縮しました。なお、圧縮分については国債の償還に充て、借換債の発行を抑制しています。

☞国債整理基金残高の水準は、オペレーショナル・リスク（大規模災害やシステム障害等により借換債が発行できない事態）等に備え、一週間程度の発行額をひとつの目安に、平成24年度までは約10兆円程度の残高を維持してきました。

（図２－５）国債整理基金残高の推移

令和４年度（実績）	令和５年度（実績）	令和６年度（見込み）
30,044 億円	30,085 億円	30,031 億円

d　特会法の改正

参照:第１章(１)Ａ(参考)「前倒債（借換債の前倒し発行）について」(P45)

平成25年６月５日にまとめられた「特別会計改革に関するとりまとめ」（行政改革推進会議）を踏まえ、平成25年10月25日に「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、同年11月15日に成立しました。

この改正により、平成26年度予算から、

① 前倒債の発行による収入額は、発行年度の歳入に計上した上で翌年度に剰余金として繰り越すのではなく、発行年度の歳入には計上せずに翌年度の歳入に計上し、

② 事務取扱費を一般会計に移管する

こととしました。
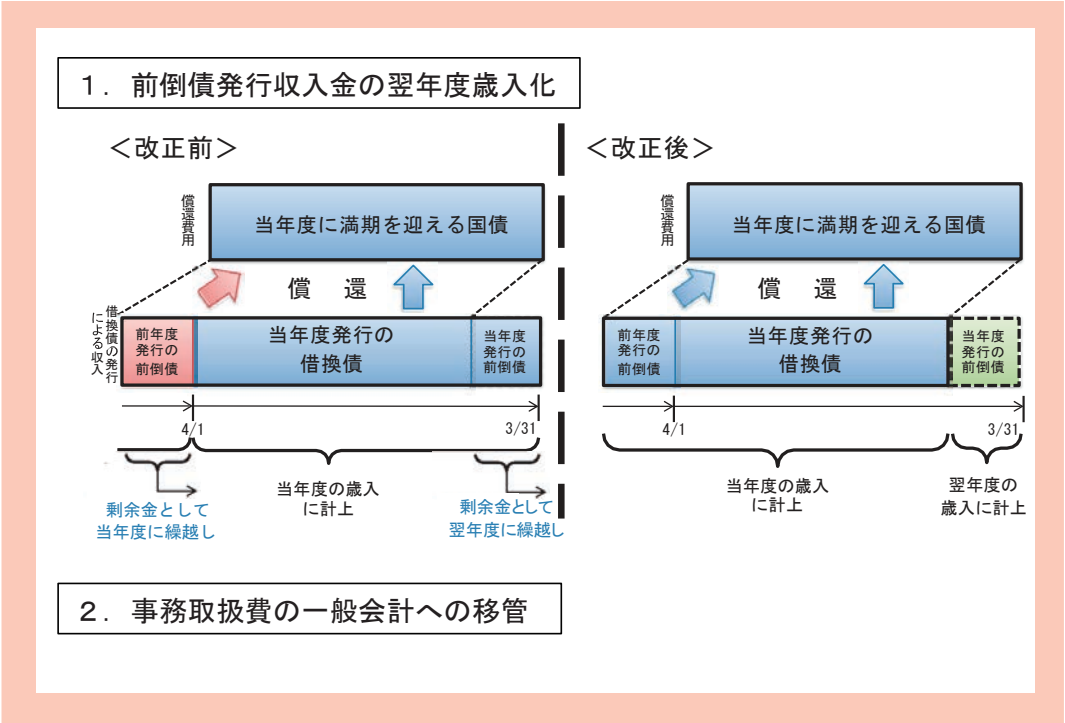
（図２－６）特会法改正による国債整理基金特別会計の変更点